

集落営農組織等ジャンプアップ事業取扱要領

第1 目的

県北地域の中山間地域などにおいて地域農業の担い手である集落営農組織等の収益力の高い農業の実現に向けた作業の省力化・軽労化や経営の効率化の取組を支援するため、集落営農組織等ジャンプアップ事業（以下、「本事業」という。）を実施する。

第2 事業実施者

事業実施者は、二戸地域（二戸市、軽米町、九戸村、一戸町）の農業者が組織する、集落営農組織、農業法人、3戸以上の農業者で組織する農業者グループ等（以下「集落営農組織等」という。）で、以下の要件を全て満たすものとする。

- 1 事業に関する事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者及び意思決定の方法、事務・会計の責任者及び処理の方法、財産管理の方法等を明確にした組織の運営等に係る規約（以下「規約等」という。）が定められていること。
- 2 規約等において、一つの手続につき複数の者が関与する等、不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- 3 経営発展に向けた取組内容が、二戸地域へ波及することが見込まれること。

第3 補助対象経費及び補助率

- 1 この事業の補助金の対象経費及び補助率は次のとおりとする。

対象経費	補助率
事業実施者が新たに実施する経営発展に向けた取組に必要な以下の経費。 1 省力化や軽労化に向けたスマート農業機器（水田水位センサー、ロボット草刈機、アシストスーツ等）の導入 2 農業経営の効率化に向けた経営管理ソフト・タブレット等の導入 3 その他特に必要と認められる経費	当該事業を行う場合に要する経費の2分の1以内の額（ただし、事業実施者の行う取組に係る経費は50万円未満とする。）

- 2 採択件数は予算の範囲内で決定する。

第4 事業実施期間

原則として、補助金交付契約締結日から令和7年3月14日（金）までとする。

第5 事業計画の作成及び承認

- 1 事業を実施しようとする集落営農組織等は、「集落営農組織等ジャンプアップ事業計画書兼事業申請書」（様式1）を作成し、二戸地方農林水産振興協議会長（以下、「協議会長」という。）に提出するものとする。
- 2 協議会長は、前号の規定により提出された書類の内容を別に定めるところにより審査し、適当と認めるときは、当該集落営農組織等に対して事業実施計画の承認を通知する。

第6 補助金の交付契約

協議会は、事業実施者と補助金の交付契約を締結する。

第7 事業計画の変更

事業計画の重要な変更は、次に掲げる変更とし、変更しようとする場合は、事業計画変更申請書（様式2）を作成し、協議会に提出しなければならない。

- (1) 計画書に掲げる事業費の20パーセントを超える増減
- (2) 事業内容の重要な変更及び補助事業の中止又は廃止
- (3) 上記に掲げる変更以外の変更で、補助金額の増減を伴う変更

第8 事業遂行の指示・助言等

協議会は、事業実施者に対して事業遂行上必要と認めるときは、事業実施状況を調査し、必要な指示を行うとともに事業の円滑かつ適正な実施に係る指導・助言等を行うものとする。

第9 実績報告・交付請求

事業実施者は、事業実施後、事業実績報告書（様式1）及び補助金交付請求書（様式3）を作成し、協議会に提出しなければならない。

第10 補助金の交付

協議会は、事業が適切に完了したと認めるときは、補助金を交付するものとする。

第11 書類の整備

補助金の交付を受けた事業実施者は、その証拠書類、帳簿等を整備し事業完了の翌年から5年間保管しなければならない。

第12 事業実施後の営農状況等の報告

事業実施者は、事業実施の翌年度の営農状況等について、二戸地方農林水産振興協議会事業実施後の営農状況報告書（様式4）により、当該年度の3月31日までに協議会へ報告するものとする。

第13 事業成果の紹介等への協力

事業実施者は、協議会の求めに応じ、事業成果の公表や研修における事例紹介などに協力するものとする。

第14 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和6年6月12日から施行する。

様式1

令和 年 月 日

二戸地方農林水産振興協議会長 様

住 所
氏 名
生年月日
電話番号

令和 年度集落営農組織等ジャンプアップ事業計画書兼事業申請書（実績報告書）
標記事業を実施したい（実施した）ので、関係書類を添えて別記のとおり申請（報告）し
ます。

(別記)

1 事業目的

2 経営の現状及び目標

対象品目：

年度	現状 (令和5年度)	目標 (令和7年度)
面積 (うち本事業により 導入する機器等活用 面積)	()	()
	()	()
出荷量		
単収		
販売額		
その他 ()		

注1) 実績報告の際は下段に実績値を記載すること。

注2) 対象品目が複数ある場合は、適宜表を追加すること。

注3) 「その他」の項目は適宜設定、追加すること(例:「1日あたりの作業時間」、「～～に要する経費」等)。

3 作業の省力化・軽労化や経営の効率化に向けた取組

(1) 解決すべき課題

例)・水稲圃場の水位見回りにかかる時間、労力が大きく、規模拡大の妨げとなっている。

(2) 課題解決のために新たに導入する取組及び新たに導入する技術数

例)・自動水管理システム(〇〇〇〇)を導入し、灌漑水管理にかかる労働時間の削減を図る。【新たに導入する技術数: 1】

(3) 事業活用により得られる効果

ア 概要

例) ・水位の見回りにこれまで 10a あたり〇分かかっていたが、自動水管理システムを導入することで作業時間を●%削減できるようになり、経営面積を〇ha 増やすことができる。

イ 作業時間の低減効果 (作業内容:)

作業内容	作業時間 (時間/10a)		低減割合
	現状	導入後	
例) 水位の見回り確認	〇.〇	□. □	△△%

ウ 作業工程削減効果

例) 〇〇にかかる作業工程を省略できることから、1 工程削減できる。

(4) 事業の内容及び負担区分等

機器等の保管・設置場所	事業の内容					事業費 (C) の負担区分 (円)			備考
	機器等の名称	左の規格、型式等	事業量 (A)	単価 (B)	事業費 (円) (C=A*B)	補助金	自己負担	その他	
計									

注1) 「事業の内容」欄の記述内容が、多数となる場合は、取りまとめた内容を当該欄に記載し、内訳を別資料として添付すること。

4 令和6年度事業計画 (実績)

(1) 事業による取組計画 (実績)

例) ・自動水管理システム (〇〇〇〇) の導入、設置 (6月)
 ・水管理システムの稼働 (7~8月)
 ・導入効果の検証 (11月)

(2) 事業に要する(要した)経費

内 容	金 額	経費内訳
例) 機材費	例) ×××円	例) 水田水位センサー一式△円、設置費●●円、 ～
合 計		

※ 経費の内訳は別紙として添付してもよい

(3) 実施期間 令和6年 月 日 ～ 令和 年 月 日

5 収支予算(決算)

(1) 収入の部

(単位:円)

内 訳	予 算 額	精 算 額	比較増減	摘 要
補助金				
その他				
計				

(2) 支出の部

(単位:円)

内 訳	予 算 額	精 算 額	比較増減	摘 要
機具・資材費				
その他				
計				

6 添付資料((1)、(2)は申請時、(3)、(4)は実績報告時)

- (1) カタログ等、積算の根拠となる資料の写し
- (2) 見積書の写し
- (3) 契約書、納品書、請求書、領収書等の写し
- (4) 実施内容及び成果が確認できる資料(記録写真等)

様式2

令和 年 月 日

二戸地方農林水産振興協議会長 様

住 所

氏 名

生年月日

電話番号



集落営農組織等ジャンプアップ事業変更申請書

集落営農組織等ジャンプアップ事業取扱要領第7に基づき、関係書類を添えて別記のとおり変更申請します。

記

変更理由

(注) 関係書類として様式2の別記を添付すること。別記については、事業の変更前と変更後を容易に比較対照できるように、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

様式 3

令和 年 月 日

二戸地方農林水産振興協議会長 様

住 所
氏 名
生年月日
電話番号



集落営農組織等ジャンプアップ事業補助金交付請求書

集落営農組織等ジャンプアップ事業取扱要領第9に基づき、下記のとおり集落営農組織等ジャンプアップ事業補助金の交付を請求します。

記

1 交付請求額 _____ 円

2 振込先

(1) 金融機関名及び店舗名
名称

(本店・支店：支店名)

(2) 預金種別 普通・当座

(3) 口座番号

(4) 口座名義 (カナ)

※口座名義及び口座番号等の確認のため、通帳のコピーを添付すること。

様式 4

令和 年 月 日

二戸地方農林水産振興協議会長 様

住 所
氏 名
生年月日
電話番号

二戸地方農林水産振興協議会事業実施後の営農状況報告書

集落営農組織等ジャンプアップ事業取扱要領第 12 に基づき、令和 7 年度における営農状況を以下のとおり報告します。

1 経営の状況

対象品目				
面積				
出荷量				
単収				
販売額				
その他 ()				

2 事業で導入した機器等による効果

例) ・自動水管理システムを導入したことにより、ほ場の水管理時間が約 60%削減できたため、経営面積を拡大することができた。
・また、適切な水管理により、高温障害による品質低下を防ぐことができたため、増収することができた。